

株式会社LET'S NEXT(以下、「会社」という)と、株式会社LET'S NEXT従業員代表は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

対象となる派遣労働者の範囲

第1条 本協定は、派遣先で業務に従事する全派遣労働者(以下、「対象従業員」という)に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 会社は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の運用を除外しないものとする。

賃金の構成

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

賃金の決定方法

第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当(第2条に掲げる賃金のうち、基本給、賞与、第5条から第7条の手当を除く。以下同じ。)の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号のとおりとする。

- (1) 次号以下に掲げる条件を満たした別表1の「2」「4」「6」「9」「11」「13」「16」「18」「20」「23」「25」「27」「30」「32」「34」「37」「39」「41」「44」「46」「48」「51」「53」「55」「58」「60」「62」「65」「67」「69」のとおりとする。
- (2) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日職発0829第1号「令和6年度の「労働者派遣法第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」(以下、「通達」という)に定める。

※次の①～③の場合には、その理由を労使協定に記録する

- ① 職種ごとに賃金構造基本統計調査と職業安定業務統計を使い分ける場合
- ② 職業安定業務統計を用いる場合であって、次のように職業分類を使い分ける場合
 - ・「大分類」と「当該大分類内の中分類または小分類」
 - ・「中分類」と「当該中分類内の小分類」
- ③ 職業安定局長通知で示した以外の他の公式統計または独自統計を用いる場合

(3) 通勤手当については、第6条のとおりとする。

(4) 地域調整については、就業地が愛知県・岐阜県・三重県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「愛知県」「岐阜県」「三重県」により調整する。

第4条 対象従業員の基本給、調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- (1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- (2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
 - Aランク：10年
 - Bランク：3年
 - Cランク：0年

2 会社は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、スタッフ賃金規程第3条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条に準じて支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、スタッフ賃金規程第22条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第3条第3号に関し、通勤手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を72円（時給換算額）とする。この場合の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、第3条第1号に関わらず、第3条第2号及び第4号を満たした別表1の「3」「5」「7」「10」「12」「14」「17」「19」「21」「24」「26」「28」「31」「33」「35」「38」「40」「42」「45」「47」「49」「52」「54」「56」「59」「61」「63」「66」「68」「70」のとおりとする。
- (2) 前号の適用ができない場合は、本人と合意の下で対象従業員の通勤手当を通勤に要する実費に相当する額を支給する。但し、通勤距離が片道2km未満は支給しない。

第7条 対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

- (1) 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：
通達に定める「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）
- (2) 退職時の勤続年数ごと（3年、5年、10年、15年、20年、25年、30年、33年）の支給月数：「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値（71.5%）として通達に定めるもの

第8条 対象従業員の退職手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。ただし、退職手当制度を開始した令和2年4月1日以前の勤続年数の取り扱いについては、労使で協議して別途定める。

- (1) 別表3に示したものと比べて、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること
- (2) 別表3に示したものと比べて、退職時の勤続年数ごとの退職手当の支給月数が同月数以上であること
- (3) 嘱託スタッフについては、退職金を支給しない。

賃金の決定に当たっての評価

第9条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法はスタッフ賃金規程第26条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表2の備考1のとおり、賞与額を決定する。

賃金以外の待遇

第10条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と均等・均衡を確保し、正社員就業規則第14条から第18条、第56条から第65条、第81条、第93条までの規定を準用し、具体的な待遇については、スタッフ就業規則により定める。

教育訓練

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「当社教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

その他

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

有効期間

第13条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派

遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和6年2月1日

株式会社 LET' S NEXT 代表取締役 植松 洋平



株式会社 LET' S NEXT 従業員代表 丸井 朝海



別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(基本給及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当、賞与関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	管理的職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,535	1,767	1,937	1,966	2,071	2,256	2,811
2	地域調整 ※2	(愛知県) 105.2	1,615	1,859	2,038	2,069	2,179	2,374	2,958
3	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,687	1,931	2,110	2,141	2,251	2,446	3,030
4	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,545	1,778	1,949	1,978	2,084	2,270	2,828
5	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,617	1,850	2,021	2,050	2,156	2,342	2,900
6	地域調整 ※2	(三重県) 99.1	1,522	1,752	1,920	1,949	2,053	2,236	2,786
7	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,594	1,824	1,992	2,021	2,125	2,308	2,858

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
8	専門的・ 技術的職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,329	1,530	1,677	1,702	1,793	1,954	2,433
9	地域調整 ※2	(愛知県) 105.2	1,399	1,610	1,765	1,791	1,887	2,056	2,560
10	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,471	1,682	1,837	1,863	1,959	2,128	2,632
11	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,337	1,540	1,688	1,713	1,804	1,966	2,448
12	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,409	1,612	1,760	1,785	1,876	2,038	2,520
13	地域調整 ※2	(三重県) 99.1	1,318	1,517	1,662	1,687	1,777	1,937	2,412
14	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,390	1,589	1,734	1,759	1,849	2,009	2,484

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
15	事務的職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,112	1,280	1,403	1,424	1,500	1,635	2,036
16	地域調整 ※2	(愛知県) 105.2	1,170	1,347	1,476	1,499	1,578	1,721	2,142
17	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,242	1,419	1,548	1,571	1,650	1,793	2,214
18	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,119	1,288	1,412	1,433	1,509	1,645	2,049
19	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,191	1,360	1,484	1,505	1,581	1,717	2,121
20	地域調整 ※2	(三重県) 99.1	1,102	1,269	1,391	1,412	1,487	1,621	2,018
21	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,174	1,341	1,463	1,484	1,559	1,693	2,090

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
22	販売の職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,231	1,417	1,554	1,577	1,661	1,810	2,254
23	地域調整 ※2	(愛知県) 105.2	1,296	1,491	1,635	1,659	1,748	1,905	2,372
24	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,368	1,563	1,707	1,731	1,820	1,977	2,444
25	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,239	1,426	1,564	1,587	1,671	1,821	2,268
26	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,311	1,498	1,636	1,659	1,743	1,893	2,340
27	地域調整 ※2	(三重県) 99.1	1,220	1,405	1,541	1,563	1,647	1,794	2,234
28	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,292	1,477	1,613	1,635	1,719	1,866	2,306

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
29	サービスの職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,162	1,337	1,466	1,489	1,568	1,708	2,128
30	地域調整 ※2	(愛知県) 105.2	1,223	1,407	1,543	1,567	1,650	1,797	2,239
31	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,295	1,479	1,615	1,639	1,722	1,869	2,311
32	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,169	1,346	1,475	1,498	1,578	1,719	2,141
33	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,241	1,418	1,547	1,570	1,650	1,791	2,213
34	地域調整 ※2	(三重県) 99.1	1,152	1,325	1,453	1,476	1,554	1,693	2,109
35	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,224	1,397	1,525	1,548	1,626	1,765	2,181

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
36	保安の職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,091	1,256	1,377	1,398	1,472	1,604	1,998
37	地域調整 ※2	(愛知県) 105.2	1,148	1,322	1,449	1,471	1,549	1,688	2,102
38	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,220	1,394	1,521	1,543	1,621	1,760	2,174
39	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,098	1,264	1,386	1,407	1,481	1,614	2,010
40	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,170	1,336	1,458	1,479	1,553	1,686	2,082
41	地域調整 ※2	(三重県) 99.1	1,082	1,245	1,365	1,386	1,459	1,590	1,981
42	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,154	1,317	1,437	1,458	1,531	1,662	2,053

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
43	農林漁業の職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,130	1,301	1,426	1,448	1,524	1,661	2,069
44	地域調整 ※2	(愛知県) 105.2	1,189	1,369	1,501	1,524	1,604	1,748	2,177
45	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,261	1,441	1,573	1,596	1,676	1,820	2,249
46	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,137	1,309	1,435	1,457	1,534	1,671	2,082
47	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,209	1,381	1,507	1,529	1,606	1,743	2,154
48	地域調整 ※2	(三重県) 99.1	1,120	1,290	1,414	1,435	1,511	1,647	2,051
49	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,192	1,362	1,486	1,507	1,583	1,719	2,123

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
50	生産工程の職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,118	1,287	1,411	1,432	1,508	1,643	2,047
51	地域調整 ※2	(愛知県) 105.2	1,177	1,354	1,485	1,507	1,587	1,729	2,154
52	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,249	1,426	1,557	1,579	1,659	1,801	2,226
53	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,125	1,295	1,420	1,441	1,518	1,653	2,060
54	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,197	1,367	1,492	1,513	1,590	1,725	2,132
55	地域調整 ※2	(三重県) 99.1	1,108	1,276	1,399	1,420	1,495	1,629	2,029
56	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,180	1,348	1,471	1,492	1,567	1,701	2,101

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
57	輸送・機械運転の職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,267	1,458	1,599	1,623	1,709	1,862	2,320
58	地域調整 ※2	(愛知県) 105.2	1,333	1,534	1,683	1,708	1,798	1,959	2,441
59	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,405	1,606	1,755	1,780	1,870	2,031	2,513
60	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,275	1,467	1,609	1,633	1,720	1,874	2,334
61	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,347	1,539	1,681	1,705	1,792	1,946	2,406
62	地域調整 ※2	(三重県) 99.1	1,256	1,445	1,585	1,609	1,694	1,846	2,300
63	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,328	1,517	1,657	1,681	1,766	1,918	2,372

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
64	運搬・清掃等の職業 ※1	通達に定める 職業安定業務 統計調査	1,143	1,316	1,442	1,464	1,542	1,680	2,093
65	地域調整 ※2	(愛知県) 105.2	1,203	1,385	1,517	1,541	1,623	1,768	2,202
66	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,275	1,457	1,589	1,613	1,695	1,840	2,274
67	地域調整 ※2	(岐阜県) 100.6	1,150	1,324	1,451	1,473	1,552	1,691	2,106
68	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,222	1,396	1,523	1,545	1,624	1,763	2,178
69	地域調整 ※2	(三重県) 99.1	1,133	1,305	1,430	1,451	1,529	1,665	2,075
70	通勤手当(72円) 上乗せ後		1,205	1,377	1,502	1,523	1,601	1,737	2,147

記入上の注意

※1 職業安定業務統計の対応する職種について、基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値別の数値を記載
業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから大分類・中分類を使用するものとする。

ただし、業務の実態を踏まえ最も適用する職種がある場合は小分類を使用する。

※2 派遣先事業所の所在する場所に応じて、通達に定める地域指数を乗じた数値を記載

別表2 対象従業員の基本給及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当、賞与の額

【1. 管理的職業】

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,880～	377	2,257
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,638～	329	1,967
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	1,279～	257	1,536

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
2,256	10年
1,966	3年
1,535	0年

≧

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	2,037～	409	2,446
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,783～	358	2,141
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	1,406～	282	1,688

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
2,446	10年
2,141	3年
1,687	0年

≧

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,951～	392	2,343
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,708～	343	2,051
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	1,347～	270	1,617

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
2,342	10年
2,050	3年
1,617	0年

≧

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,923～	386	2,309
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,683～	338	2,021
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	1,328～	267	1,595

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
2,308	10年
2,021	3年
1,594	0年

≧

【2. 専門的・技術的職業】

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,628～	327	1,955
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,418～	285	1,703
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	1,108～	222	1,330

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,954	10年
1,702	3年
1,329	0年

≧

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,773～	356	2,129
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,552～	312	1,864
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	1,225～	246	1,471

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,128	10年
1,863	3年
1,471	0年

≧

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,698～	341	2,039
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,487～	298	1,785
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	1,174～	236	1,410

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,038	10年
1,783	3年
1,409	0年

≧

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,674～	336	2,010
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,465～	294	1,759
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	1,158～	232	1,390

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
2,009	10年
1,759	3年
1,390	0年

≧

【3. 事務的職業】

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,362～	274	1,636
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,187～	238	1,425
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	927～	186	1,113

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,635	10年
1,424	3年
1,112	0年

≧

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,493～	300	1,793
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,308～	263	1,571
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	1,035～	208	1,243

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,793	10年
1,571	3年
1,242	0年

≧

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,431～	287	1,718
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,254～	252	1,506
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	992～	199	1,191

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,717	10年
1,505	3年
1,191	0年

≧

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,410～	283	1,693
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,236～	248	1,484
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	978～	197	1,175

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,693	10年
1,484	3年
1,174	0年

≧

【4. 販売の職業】

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,508～	303	1,811
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,314～	264	1,578
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	1,026～	206	1,232

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,810	10年
1,577	3年
1,231	0年

≧

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,647～	331	1,978
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,442～	290	1,732
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	1,139～	229	1,368

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,977	10年
1,731	3年
1,368	0年

≧

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,577～	317	1,894
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,382～	277	1,659
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	1,092～	219	1,311

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,893	10年
1,659	3年
1,311	0年

≧

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,555～	312	1,867
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,362～	274	1,636
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	1,077～	216	1,293

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,866	10年
1,635	3年
1,292	0年

≧

【5. サービスの職業】

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,423～	286	1,709
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,241～	249	1,490
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	968～	195	1,163

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,708	10年
1,489	3年
1,162	0年

≧

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,557～	313	1,870
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,365～	274	1,639
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	1,079～	217	1,296

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,869	10年
1,639	3年
1,295	0年

≧

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,492～	299	1,791
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,308～	263	1,571
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	1,034～	208	1,242

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,791	10年
1,570	3年
1,241	0年

≧

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,470～	295	1,765
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,290～	259	1,549
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	1,020～	205	1,225

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,765	10年
1,548	3年
1,224	0年

≧

【6. 保安の職業】

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,337～	268	1,605
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,165～	234	1,399
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	909～	183	1,092

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,604	10年
1,398	3年
1,091	0年

≧

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,466～	294	1,760
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,286～	258	1,544
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	1,017～	204	1,221

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,760	10年
1,543	3年
1,220	0年

≧

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,405～	282	1,687
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,232～	247	1,479
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	975～	196	1,171

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,686	10年
1,479	3年
1,170	0年

≧

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,385～	278	1,663
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,215～	244	1,459
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	961～	193	1,154

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,662	10年
1,458	3年
1,154	0年

≧

【7. 農林漁業の職業】

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,384～	278	1,662
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,207～	242	1,449
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	942～	189	1,131

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,661	10年
1,448	3年
1,130	0年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,516～	304	1,820
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,329～	267	1,596
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	1,051～	211	1,262

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,820	10年
1,596	3年
1,261	0年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,452～	292	1,744
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,274～	256	1,530
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	1,007～	202	1,209

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,743	10年
1,529	3年
1,209	0年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,432～	287	1,719
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,256～	252	1,508
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	993～	200	1,193

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験
1,719	10年
1,507	3年
1,192	0年

【8. 生産工程の職業】

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,369～	275	1,644
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,193～	240	1,433
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	932～	187	1,119

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,643	10年
1,432	3年
1,118	0年

≧

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,500～	301	1,801
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,315～	264	1,579
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	1,040～	209	1,249

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,801	10年
1,579	3年
1,249	0年

≧

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,437～	289	1,726
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,260～	253	1,513
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	997～	200	1,197

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,725	10年
1,513	3年
1,197	0年

≧

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当(※1)	賞与額(※2)	合計額(※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,417～	284	1,701
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,243～	250	1,493
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	983～	198	1,181

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額(※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,701	10年
1,492	3年
1,180	0年

≧

【9. 輸送・機械運転の職業】

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,552～	311	1,863
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,352～	272	1,624
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	1,056～	212	1,268

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,862	10年
1,623	3年
1,267	0年

≧

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,692～	340	2,032
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,483～	298	1,781
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	1,171～	235	1,406

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
2,031	10年
1,780	3年
1,405	0年

≧

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,621～	325	1,946
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,421～	285	1,706
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	1,122～	225	1,347

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,946	10年
1,705	3年
1,347	0年

≧

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、責任者クラス)	1,598～	321	1,919
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度の仕事)	1,400～	281	1,681
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない仕事)	1,106～	222	1,328

対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (※3)	対応する一般の労働者の能力・経験
1,918	10年
1,681	3年
1,328	0年

≧

【10. 運搬・清掃等の職業】

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,400～	281	1,681
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,220～	245	1,465
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	953～	191	1,144

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験 (※3)
1,680	10年
1,464	3年
1,143	0年

〈愛知県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,533～	308	1,841
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,343～	270	1,613
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	1,062～	213	1,275

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験 (※3)
1,840	10年
1,613	3年
1,275	0年

〈岐阜県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,468～	295	1,763
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,287～	258	1,545
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	1,018～	205	1,223

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験 (※3)
1,763	10年
1,545	3年
1,222	0年

〈三重県〉

等級	職務の内容	基本給額 及び 調整給、 精勤手当、 勤務手当、 特別手当 (※1)	賞与額 (※2)	合計額 (※4)
Aランク	上級(高度な熟練度の高い仕事、 責任者クラス)	1,447～	291	1,738
Bランク	中級(熟練した中程度の難易度 の仕事)	1,269～	255	1,524
Cランク	初級(簡単な熟練を要しない 仕事)	1,004～	202	1,206

≧

対応する 一般の 労働者の 平均的な 賃金の額 (※3)	対応する 一般の 労働者の 能力・経験 (※3)
1,737	10年
1,523	3年
1,205	0年

(備考)

- 賞与については、半期ごとの勤務評価の結果により、A評価（標準より優秀）であれば基本給額の25%相当、B評価（標準）であれば基本給額の20%相当、C評価（標準より物足りない）であれば基本給額の15%相当を支給する。
- 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、C評価（標準より物足りない）とみなして支給する。
- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、月給を月の所定労働時間数で除して時給換算した額により比較するものとする。
- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるB評価の場合の額によることとする。
- 手当額には、調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当が含まれ、直近の事業年度において協定対象派遣労働者に支給された額の平均額により算出するものとする。

記入上の注意

- ※1 派遣労働者の基本給及び各種手当（賞与、超過勤務手当、通勤手当（分離して比較する場合）及び退職手当を除く）の合計を時給換算したものを記載。勤務評価の結果、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、スタッフ賃金規程第3条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条に準じて加算
 - ※2 賞与額は半期ごとの支給であったとしても時給換算したものを記載
 - ※3 それぞれの等級の職務の内容が何年の能力・経験に相当するかの対応関係を労使で定め、それに応じた同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額を記載
 - ※4 基本給額及び調整給、精勤手当、勤務手当と賞与額の合計額を記載。この合計額が対応する同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上になっていることを確認
- ※協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表2と別表4に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であることを確認した旨の書面を添付すること。

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.8	1.4	3.0	4.9	7.1	9.2	11.3	12.9	—
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.5	10.8	13.1	14.6	16.3

(資料出所)「令和4年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・大学卒)に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合をかけた数値(71.5%)として通達で定めたもの

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上	定年 (33年超)
支給月数	自己都合退職	0.8	1.4	3.1	5.3	7.6	10.6	12.9	—
	会社都合退職	1.2	1.9	4.1	6.5	9.2	11.8	14.6	16.3

別表3 (再掲)

IIV

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	33年	定年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.8	1.4	3.0	4.9	7.1	9.2	11.3	12.9	—
	会社都合退職	1.1	1.8	3.9	6.1	8.5	10.8	13.1	14.6	16.3

(備考)

- 退職手当については、退職時の基本給額（各人の1か月所定内労働時間を乗じて算出する）及び調整給、精勤手当、勤務手当、特別手当に退職手当の支給月数を乗じて得た額を支給する。
- 退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。

※ 協定締結後に厚労省が公表する賃金データが改訂された場合、別表2と別表4に定める賃金の額は、改訂後の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であることを確認した旨の書面を添付すること。